主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意(後記)は、結局事実誤認、量刑不当の主張に帰し刑訴応急措 置法一三条二項により上告適法の理由にならない。

よつて刑訴施行法二条、旧刑訴四四六条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

検察官 田中巳代治関与

昭和二六年五月二二日

最高裁判所第三小法廷

判官 長谷	川 太 一	郎
判官 井	上	登
判官 島		保
判官 河	村 又	介